## 堺市介護サービス情報についての調査の実施に係る指針

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の47の2の規定に基づき、堺市介護サービス情報についての調査の実施に係る指針を次のように定める。

## 1 調査を実施する場合及び調査項目

(1) 報告内容に虚偽が疑われる場合

疑いのある項目を中心に調査する。状況に応じ、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく実地指導又は監査と連携して調査する。

(2) 事業者自ら調査を希望する場合 介護保険法施行規則別表第2に掲げる項目(運営情報)を調査する。

# 2 調査を実施しない場合

同一事業所において別表の区分の番号を同じくする複数の介護サービスを提供している場合にあっては、それらの介護サービスのうちーサービスのみ調査し、その余の介護サービスは調査しない。

### 3 その他

この指針に定めのない事項については、必要の都度定める。

附則

この指針は、令和元年7月1日から施行する。

#### 別表

区分	介護サービス
1	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	訪問入浴介護(予防を含む)
3	訪問看護(予防を含む)、指定療養通所介護
4	訪問リハビリテーション (予防を含む)
5	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(予防を含む)、指定療
	養通所介護
6	通所リハビリテーション (予防を含む)、指定療養通所介護
7	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)(予防を含む)、特定施設入居者生
	活介護(有料老人ホーム(外部サービス利用型))(予防を含む)、地域密着型特
	定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)
8	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)(予防を含む)、特定施設入居者生
	活介護(軽費老人ホーム(外部サービス利用型))(予防を含む)、地域密着型特
	定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)
9	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅)) (予
	防を含む)、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向
	け住宅(外部サービス利用型)))(予防を含む)、地域密着型特定施設入居者生
	活介護 (有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅))
1 0	福祉用具貸与(予防を含む)、特定福祉用具販売(予防を含む)

1 1	小規模多機能型居宅介護(予防を含む)、看護小規模多機能型居宅介護
1 2	認知症対応型共同生活介護(予防を含む)
1 3	居宅介護支援
1 4	介護老人福祉施設、短期入所生活介護(予防を含む)、地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護
1 5	介護老人保健施設、短期入所療養介護(介護老人保健施設)(予防を含む)
16	介護医療院、短期入所療養介護(介護医療院)(予防を含む)
1 7	介護療養型医療施設、短期入所療養介護(療養病床を有する病院等)(予防を含む)